

社会福祉法人 幸生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸生会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定等に基づき、役員（理事及び監事）、評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 定款第15条(3)の常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に対し理事会が認めた場合に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める役員等報酬表に基づく額
但し、常勤役員等の報酬総額は、前年度決算収入額の100分の5を上限とする。
また、理事長の号俸は20号俸、その他の常勤役員等は4号以上とする。
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算定式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程の規定に準ずる額
但し、施設及び本部事務局の職を兼務する者には適用しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 通勤手当については、通勤届出書（様式1）によって届け出された実費額。
但し、自家用車の場合はキロ50円で計算し、通勤届出書の届け出がないものについては、領収書等の支払いの証明ができるものをもって支払う。
- (3) 法人及び施設業務のための出張をしたときは、役職員旅費規程に基づく旅費（交通費、日当、宿泊料）の額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程に準じた日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席したとき、その他法人及び施設業務のために出勤したときに、その都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年 6月23日より施行する。

この規定は、令和 2年 7月 1日より施行する。

(第3条常勤役員等の報酬等の算定方法)

別表1 (常勤役員等の報酬) 役員等報酬表

号俸	支給基準額(月額)	号俸	支給基準額(月額)	号俸	支給基準額(月額)
1	12,500	41	512,500	81	1,012,500
2	25,000	42	525,000	82	1,025,000
3	37,500	43	537,500	83	1,037,500
4	50,000	44	550,000	84	1,050,000
5	62,500	45	562,500	85	1,062,500
6	75,000	46	575,000	86	1,075,000
7	87,500	47	587,500	87	1,087,500
8	100,000	48	600,000	88	1,100,000
9	112,500	49	612,500	89	1,112,500
10	125,000	50	625,000	90	1,125,000
11	137,500	51	637,500	91	1,137,500
12	150,000	52	650,000	92	1,150,000
13	162,500	53	662,500	93	1,162,500
14	175,000	54	675,000	94	1,175,000
15	187,500	55	687,500	95	1,187,500
16	200,000	56	700,000	96	1,200,000
17	212,500	57	712,500	97	1,212,500
18	225,000	58	725,000	98	1,225,000
19	237,500	59	737,500	99	1,237,500
20	250,000	60	750,000	100	1,250,000
21	262,500	61	762,500	101	1,262,500
22	275,000	62	775,000	102	1,275,000
23	287,500	63	787,500	103	1,287,500
24	300,000	64	800,000	104	1,300,000
25	312,500	65	812,500	105	1,312,500
26	325,000	66	825,000	106	1,325,000
27	337,500	67	837,500	107	1,337,500
28	350,000	68	850,000	108	1,350,000
29	362,500	69	862,500	109	1,362,500
30	375,000	70	875,000	110	1,375,000
31	387,500	71	887,500	111	1,387,500
32	400,000	72	900,000	112	1,400,000
33	412,500	73	912,500	113	1,412,500
34	425,000	74	925,000	114	1,425,000
35	437,500	75	937,500	115	1,437,500
36	450,000	76	950,000	116	1,450,000
37	462,500	77	962,500	117	1,462,500
38	475,000	78	975,000	118	1,475,000
39	487,500	79	987,500	119	1,487,500
40	500,000	80	1,000,000	120	1,500,000

別表2（常勤役員等の賞与）

6月の賞与	報酬月額×1ヶ月分
12月の賞与	報酬月額×1ヶ月分

別表3（常勤役員等の退職手当算定式）

※支給される退職手当について、計画的かつ安定的な原資確保を目的に、下記の方法で保険積立を行う。

※保険金の受取は社会福祉法人幸生会とする。

※解約による返戻金を原資として退職手当を支給する。

最終報酬月額 × 在任年数 × 功績倍率

※上記在任年数は1ヶ年単位とし、端数は月割りとする。

ただし、1ヶ月未満は1ヶ月に切り上げる。

役 職	功績倍率
理 事 長	3.0
理 事	1.5

※理事会は、退職役員のうちで在任中に特に功労のあった者に対し、別表3により算定した額に、その100分の50を超えない範囲内で決めた額を加算することができる。

別表4（非常勤役員等の報酬）

（1）理事

	支給基準額（日額）
理事会等会議への出席	11,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

（2）監事

	支給基準額（日額）
理事会等会議及び監事監査への出席	11,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

（3）評議員

	支給基準額（日額）
評議員会等会議への出席	11,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	

（4）評議員選任・解任委員

	支給基準額（日額）
評議員選任・解任委員会への出席	11,500円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	